

公募要項

1. 業務名

起業活動支援プログラムでのメンタリングおよびメンター育成業務

2. 業務の目的、概要

国立大学法人筑波大学（以下、「本学」という。）では、国立研究開発法人 科学技術振興機構（JST） 研究成果展開事業「社会還元加速プログラム（SCORE） 大学推進型」の採択を受け、2020 年 10 月 1 日に本事業を開始した。2022 年 4 月 1 日から JST 事業名称が「大学発新産業創出プログラム（START） 大学・エコシステム推進型 大学推進型」と変更になることに合わせ、本学での事業名称を「筑波大学ベンチャー起業支援事業つばさ」（以下、「つばさ事業」という。）とした。

つばさ事業は、優れた技術シーズを基にしたビジネスモデル仮説の立案、及び実践的な検証等を行い、起業や「JST 大学発新産業創出プログラム（START） プロジェクト推進型 起業実証支援」への申請に繋げて社会還元の加速を支援することを目的としており、筑波大学では、JST からの支援を受けて、本学の国際産学連携本部が、学内の研究代表者の技術シーズを基にした研究開発課題の募集・選考、及び起業活動支援プログラムの運営を推進する。併せて、支援期間終了後の持続的な起業活動支援の実現に向けた取り組みも推進する。

このために、本業務は、（１）2024 年度研究開発課題 6 課題に対するハンズオン・メンタリング、（２）本学内メンターの育成、（３）集合メンタリングの企画、（４）これら業務の経過や成果等、および、これに基づく起業活動プログラムの改善点等の提言を取り纏めた報告書の作成を委託するものである。

3. 業務内容

起業活動支援プログラムでのメンタリングおよびメンター育成業務
（詳細は仕様書のとおり）

4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- （1）国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第 46 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- （2）国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第 47 条の規定に該当しない者であること。
- （3）国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和 6 年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」で有効な資格を有している者であること。

(4) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

5. 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

6. 仕様書の交付並びに企画提案書の提出方法等

(1) 仕様書の交付並びに企画提案書の提出場所

〒305-8577 茨城県つくば市天王台一丁目 1 番 1

国立大学法人筑波大学財務部契約課（担当：五十嵐）

TEL：029-853-2173 FAX：029-853-2332

E-mail：igarashi.rino.gm@un.tsukuba.ac.jp

※仕様書添付資料の「プログラム推進計画書」は非公開資料のため、当該資料については、下記（3）への仕様書別紙 1「誓約書」の提出と引き換えに交付する。

(2) 説明会の開催日時及び開催場所

本件は、仕様書等関係書類の交付をもって当該説明を省略する。

(3) 質問事項の受付・回答

〒305-8550 茨城県つくば市春日 1-2

国立大学法人筑波大学 産学連携部産学連携企画課

TEL：029-859-1487 E-mail：tsubasa-sanren@un.tsukuba.ac.jp

質問受付期限：令和 6 年 4 月 11 日 12 時 00 分まで

質問への回答は令和 6 年 4 月 16 日 15 時 00 分までに行う。

質問は E-mail で受付・送付・回答を行う。送信件名は次のとおりとすること。

送信件名：【質問】起業活動支援メンタリング等業務

(4) 企画提案書の提出方法

下記の資料を企画提案書として持参又は郵送等により提出すること。

なお、郵送等の場合は、配達証明又は到着日時の記録が残るものを使用すること。

企画提案申請書（別紙様式参照）・・・正 1 部、写 5 部、電子データ（CD-R 等）

以下の資料を添付すること

- ① 令和 6 年度に係る一般競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格）の写し
- ② 会社等組織の概要が分かる資料（要覧、会社案内パンフレット、定款等）
- ③ 過去 2 年間における、大学や研究機関等の研究者を対象とした技術シーズの発掘及びメンタリングに関する活動実績（当該活動が契約に基づいて行われたものである場合は、その相手方、件名、契約日、契約金額等が記載されている書類（契約書・仕様書等）も提出すること）
- ④ 企画提案書（提案内容は仕様書を基に提案すること）
- ⑤ 当業務全体に係る実施計画（業務途中での計画変更に対する対応の記載を含む）及び実施体制（人員配置等）

- ⑥ 報告書の構成案（記載事項案及び分量等を明記）
- ⑦ 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し
- (5) 企画提案書の作成方法等
 - ① A4 縦の用紙に横書きとする。ただし、図表等については、必要に応じ A4 横又は A3 版の折り込みも可とする。
 - ② 書類は、日本語及び日本国通貨を用いて作成すること。
 - ③ 書類の作成及び提出に係る費用は、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書は返却しない。
 - ④ 企画提案の内容については、他の企画・提案等からの引用及び転載等を禁止する。
- (6) 企画提案書の提出期限
 - 提出期限：令和 6 年 4 月 17 日 16 時 00 分 必着
 - 上記（1）に示す住所に郵送等で送付すること。
- (7) 企画提案書の無効
 - ① 企画競争に参加する者に必要な資格のない者の企画提案書
 - ② 書類の不備等、記載すべき事項が記載されていない企画提案書
 - ③ 提出期限までに提出されなかった企画提案書
 - ④ 仕様書に記載した全ての業務内容について提案されていない企画提案書

7. 業務期間、業務規模（予算）及び採択数

業務期間：契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで
業務規模：1,100 万円以下（消費税及び地方消費税を除く。）
採択数：1 件

8. ヒアリングの実施について

提出された一部または全部の企画提案書に対するヒアリングを実施する場合がある。実施する場合の日程は対象者に別途通知する。

9. 契約者の決定及び契約等について

- (1) 応募者が提出する企画提案書の評価を行うため、学内に選考委員会を設置し、審査基準に基づき審査を行い、業務を遂行するために最も優れた企画提案書を提出した応募者を契約予定者として選定する。なお、審査会において必要があると認めるときは、企画提案書の補足説明資料の提出等を求めるものとする。
- (2) 契約予定者選定後は、遅滞無く企画提案書を提出した全ての者に対して、企画提案書の採用の是非を通知する。
- (3) 契約書の作成の要否 要。
- (4) 選考の結果、契約予定者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については企画提案書の内容を勘案して決定するものとするので、企画提

案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合もある。

10. スケジュール

- (1) 公募公告期間：令和6年4月1日～令和6年4月17日
- (2) 質問等の受付期限：令和6年4月11日 12時00分
- (3) 質問等の回答期限：令和6年4月16日 15時00分
- (4) 企画提案書の提出期限：令和6年4月17日 16時00分 必着
- (5) 審査：令和6年4月18日～令和6年4月22日
(ヒアリングを実施する場合の日程は対象者に別途通知する)
- (6) 選考終了：令和6年4月23日 予定
- (7) 契約締結：令和6年5月中旬～下旬 予定
- (8) 契約期間
契約締結の日から令和7年3月31日まで

11. その他

- (1) 事業実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。
- (2) 当該業務の再委託は禁止する。
- (3) 決定した企画内容等については、発注者の意見により、変更を求めることがある。

(別紙様式)

受付番号 ※	
-----------	--

筑波大学記入欄（申請者記入不要）

国立大学法人筑波大学 御中

商号又は名称：_____
代表者職名：_____
代表者氏名：_____ 印

「起業活動支援プログラムでのメンタリングおよびメンター育成業務」について、当団体は公募要項記載の参加資格を満たしており、下記のとおり企画提案書を提出いたします。

記

「起業活動支援プログラムでのメンタリングおよびメンター育成業務」に関する
企画提案申請書

1. 申請者に関する事項				
ふりがな				
商号又は名称				
代 表 者 役 職・氏 名	役 職 名		印又は 署 名	
	ふりがな			
	氏 名			
所 在 地	(〒 -)			

2. 添付書類
① 令和6年度に係る一般競争参加資格審査結果通知書の写し ② 会社等組織の概要が分かる資料 ③ 過去2年間における、大学や研究機関等の研究者を対象とした技術シーズの発掘及びメンタリングに関する活動実績 ④ 企画提案書(提案内容は仕様書を基に提案すること) ⑤ 当業務全体に係る実施計画及び実施体制(人員配置等) ⑥ 報告書の構成案(記載事項案及び分量等を明記) ⑦ 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知の写し

不足する場合は、記入スペースを増やして記載してください。

◎事務連絡担当者に関する事項

(提案書の内容について、筑波大学から問い合わせることがあるので、実際に筑波大学との連絡窓口となる担当者について記載すること。)

(ふ り が な)	
担 当 者 氏 名	
所 属 部 署 名	
役 職 名	
電 話 番 号 (内 線 番 号)	
F A X 番 号	
E - m a i l	
書 類 等 送 付 先 (団 体 所 在 地 と 異 な る 場 合 に 記 載)	

審査基準

1. 選定方法

企画提案書に基づき、筑波大学内に設置する企画選考委員会（以下「選考委員会」という。）において、書類選考を実施し、必要に応じてヒアリングも実施する。委員は、提出された企画案ごとに、提案内容の事項ごとについて採点する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

2. 選考実施日

令和6年4月18日～令和6年4月22日

3. 評価項目

「業務仕様書4. 業務内容」を踏まえ、以下に示す事項ごとに審査基準に基づき提案すること。

＜業務実施主体及び業務内容に関する評価＞

- （1）大学や研究機関等の研究者を対象としたメンタリング及び集合メンタリング、起業シーズ発掘に関する活動実績があること。
- （2）業務内容（1）～（3）の業務遂行の方法が、それらを選択した理由に照らして適当であること。
- （3）業務内容（1）～（3）の担当者が、メンタリング経験が豊富で、且つ、得意とするメンタリング分野が異なる者3名以上であること。
- （4）業務の計画が具体的に設定され、事業推進の方法、内容等について実現性・妥当性が認められること。
- （5）業務の実施体制が十分に確保されていること（人員配置など）。
- （6）報告書の構成案（記載事項案及び分量等）が妥当であること。

＜ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価＞

- （7）ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

4. 評価基準

- （1）「業務実施主体及び業務内容に関する評価」に係る評価基準

以下の評価基準により5段階評価を行う。

大変優れている＝5点 優れている＝4点 普通＝3点

やや劣っている＝2点 劣っている＝1点

なお、各評価要素の点数には「重要」（3）、「やや重要」（2）、「普通」（1）のウェイトを掛ける。また、上記3. 評価項目「（8）ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」は、下記「（2）「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準」のとおり点数を付ける。以上を合算したものを企画案ごとの得点とする。

- （2）「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、

相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等

- ・プラチナえるぼし認定（※1） = 4 点
- ・えるぼし認定 3 段階目（※2） = 3 点
- ・えるぼし認定 2 段階目（※2） = 2. 5 点
- ・えるぼし認定 1 段階目（※2） = 1. 5 点
- ・行動計画策定済（※3） = 1 点

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）による改正後の女性活躍推進法第 12 条の規定に基づく認定

※2 女性活躍推進法第 9 条の規定に基づく認定

なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

○次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「次世代法」という。）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・プラチナくるみん（※4） = 4 点
- ・くるみん（令和 4 年 4 月 1 日以降の基準）（※5） = 2. 5 点
- ・くるみん（平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までの基準）（※6） = 2. 5 点
- ・トライくるみん（※7） = 2. 5 点
- ・くるみん（平成 29 年 3 月 31 日までの基準）（※8） = 1. 5 点

※4 次世代法第 15 条の 2 の規定に基づく認定

※5 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 185 号。以下「令和 3 年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づく認定

※6 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、令和 3 年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条又は令和 3 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定に基づく認定（ただし、※8 の認定を除く。）

※7 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づく認定新くるみん認定（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号）による改正後の認定基準により認定）

※8 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号。

以下「平成 29 年改正省令」という。) による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条又は平成 29 年改正省令附則第 2 条第 3 項の規定に基づく認定

○青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）に基づく認定

・ユースエール認定＝3 点

○上記に該当する認定等を有しない＝0 点

5. 企画提案の決定

選考委員会の各委員が各々評価した結果の合計得点が最も高いものを契約予定者として選定する。なお、企画提案の内容によっては、提案した事業者が 1 者の場合でも選考委員会の審議により契約予定者とならない可能性もある。

6. 企画内容等の変更

決定した企画内容等については、各委員の意見を適宜企画提案者に伝え、改善を依頼することがある。

評価シート 起業活動支援プログラムでのメンタリング
およびメンター育成業務

整理番号：	申請者の商号又は名称：
-------	-------------

◆評価者氏名： _____

評価項目		評価	ウェイト	得点
1. 業務実施主体及び業務内容に関する評価				
(1)	大学や研究機関等の研究者を対象としたメンタリング及び集合メンタリング、起業シーズの発掘に関する活動実績があること		3	
(2)	業務内容（１）～（３）の業務遂行の方法が、それらを選択した理由に照らして適当であること。		3	
(3)	業務内容（１）～（３）の担当者が、メンタリング経験が豊富で、且つ、得意とするメンタリング分野が異なる者３名以上であること。		3	
(4)	業務の計画が具体的に設定され、事業推進の方法、内容等について実現性・妥当性が認められること。		2	
(5)	業務の実施体制が十分に確保されているか（人員配置など）。		2	
(6)	報告書の構成案（記載事項案及び分量等）が妥当であるか。		2	
2. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価				
(7)	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する状況		－	
合 計				

「1. 業務実施主体及び業務内容に関する評価」について、「大変優れている」（５点）、「優れている」（４点）、「普通」（３点）、「やや劣っている」（２点）、「劣っている」（１点）として、評価欄に点数を記入すること。

「2. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」は、審査基準に定める点数を付ける。

仕様書

1. 業務名

起業活動支援プログラムでのメンタリングおよびメンター育成業務

2. 業務の目的、概要

国立大学法人筑波大学（以下、「本学」という。）では、国立研究開発法人 科学技術振興機構（JST） 研究成果展開事業「社会還元加速プログラム（SCORE） 大学推進型」の採択を受け、2020 年 10 月 1 日に本事業（以下、「SCORE」という。）を開始した。2022 年 4 月 1 日から JST 事業名称が「大学発新産業創出プログラム（START）大学・エコシステム推進型 大学推進型」と変更になることに合わせ、本学での事業名称を「筑波大学ベンチャー起業支援事業つばさ」（以下、「つばさ事業」という。）とした。

つばさ事業は、優れた技術シーズを基にしたビジネスモデル仮説の立案、及び実践的な検証等を行い、起業や「JST 大学発新産業創出プログラム（START）プロジェクト推進型 起業実証支援」への申請に繋げて社会還元の加速を支援することを目的としており、筑波大学では、JST からの支援を受けて、本学の国際産学連携本部が、学内の研究代表者の技術シーズを基にした研究開発課題の募集・選考、及び起業活動支援プログラムの運営を推進する。併せて、支援期間終了後の持続的な起業活動支援の実現に向けた取り組みも推進する。

このために、本業務は、（１）2024 年度研究開発課題 6 課題に対するハンズオン・メンタリング、（２）本学内メンターの育成、（３）集合メンタリングの企画、（４）これら業務の経過や成果等、および、これに基づく起業活動プログラムの改善点等の提言を取り纏めた報告書の作成を委託するものである。

3. 契約期間

業務期間：契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日(月)まで

4. 業務内容

本件は準委任契約とし、受任者は、「起業活動支援プログラムでのメンタリングおよびメンター育成業務公募要項」により提出した企画提案書に基づき業務を遂行し、業務完了後は、その結果を業務報告書にまとめて提出しなければならない。なお、提案には本仕様書のほか、「プログラム推進計画書」が必要となるが、非公開資料のため、本学へ誓約書（別紙 1）を提出した上で同資料を入手すること。

受任者は、本業務の実施にあたり、以下の業務を行う。

- （１）2024 年度研究開発課題 6 課題に対するハンズオン・メンタリング
- （２）本学内メンターの育成
- （３）集合メンタリングの企画
- （４）これら業務の経過や成果等、および、これに基づく起業活動プログラムの改善点

等の提言を取り纏めた報告書の作成

上記（１）～（３）の業務遂行については、受任者が適当と考える方法（対面、遠隔等）を、適当と考える理由を明確にした上で用いること。

また、上記（１）～（３）の担当者は、メンタリング経験が豊富で、且つ、得意とするメンタリング分野が異なる者を３名以上配置すること。

５．業務指示

本業務の実施に当たっては、関連する法令等、契約書及びこの仕様書を遵守するとともに、本学と常に密に連絡をとり、その指示に従わなければならない。

６．資料収集

業務に必要な資料及び情報の収集は、受任者が行うものとし、本学は業務の遂行に協力する。また、本学から貸与された資料は一覧表を作成し、業務完了後速やかに本学に返還するものとする。

７．業務報告書等

受任者は、令和７年３月３１日（月）までに次の書類等を提出すること。

- ① ４．業務内容（４）に示す業務報告書 １部
- ② 上記①の電子データを収めた CD-R 等 １枚

８．提出先

〒305-8550 茨城県つくば市春日１－２

国立大学法人筑波大学 産学連携部産学連携企画課

E-mail : tsubasa-sanren@un.tsukuba.ac.jp

電話：029-859-1487

９．検収

報告書等は本学の担当者による検収を受けるものとする。

１０．支払い

検収完了後、適法な請求書を受理した日から４０日以内に支払うものとする。

１１．その他

- (１) 業務の実施にあたっては、本学と密に連絡調整のうえ進めることとし、事前に業務実施体制、実施スケジュールを提出すること。
- (２) 業務委託料には、本業務の実施に必要な一切の経費（旅費交通費等を含む）を含むものとする。
- (３) 秘密保持

- ① 本学が提供する資料、情報は、本学の許可なく第三者に貸与、公開（公表）しないこと。
- ② 業務上知り得た情報は、本学の許可なく公開（公表）しないこと。
- (4) 業務遂行にあたって質疑が生じた場合は、質疑事項を文書にして上記 8 に提出すること。
- (5) 本仕様書に定めるもののほか、本業務の実施に必要な事項は、契約当事者間で協議のうえ、決定するものとする。
- (6) 受任者が第三者の著作物や写真を使用する場合、著作権などの処理については受任者が責任をもって対応すること。
- (7) 本契約についての必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。

誓 約 書

国立大学法人筑波大学
契約担当役 殿

私（当社）は、業務名「起業活動支援プログラムでのメンタリングおよびメンター育成業務」の提案のため、プログラム推進計画書の情報開示を受けるにあたり、この情報開示により知り得た情報について第三者に漏洩せず、本業務の目的以外に利用しないことを誓約いたします。

令和 年 月 日

住所（又は所在地）
社名及び代表者名
署名（自署）